

【小学校4～6年生向け】令和3年度版

電子メディアとの付き合い方

〔学習ノートB〕

児童の皆さんへ

パソコンやタブレット、ゲームやSNSはとても便利で、楽しいものです。このノートは、みなさんがパソコンやタブレットを使いすぎないように、また、友達と勉強したり、遊んだりするときに思いがけない失敗をしないようにするため、学校や家で学べるように作りました。このノートを使ってパソコンやタブレットなどの利用の仕方を、友達やお家の人と話し合ったり、自分の使い方を振り返ったりしてみましょう。

保護者の皆様へ

令和3年度から、「GIGAスクール構想(*)」により、県内の小中学生にタブレット等の端末が整備され、学習においてもその活用が進むなど電子メディア機器(*)は子どもたちにより身近なものとなりました。電子メディア機器は、便利で楽しいものであると同時に、不適切な使い方や使い過ぎによる、友人関係のトラブルや生活習慣の乱れなども問題となっており、子どもたちが電子メディア機器と上手につきあっていくことが求められています。機器の利用にあたって、トラブルに巻き込まれないよう、家庭で話し合うきっかけとさせていただくために、このノートを作成しました。子どもたちが「自分で考え」、家庭で「話し合う」構成になっています。また、「保護者の皆さんへ」のページもありますので、家庭での話し合い、ルール作りにぜひご活用ください。

(*)GIGAスクール構想…児童生徒1人1台学習端末・高速大容量通信ネットワークにより、多様な子どもたちに個別最適化され、創造性を育むICT活用の実現を目指した文部科学省の施策。

(*)電子メディア機器…スマートフォン・携帯電話・パソコン・タブレット・携帯音楽プレーヤー・ゲーム機など

ねん
年

くみ
組

ばん
番

なまえ
名前



鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会
(事務局：鳥取県教育委員会事務局社会教育課)

令和3年8月作成

インターネットに出てくる情報は全部 正しいのかな？

世界中の人に広めてください！！

病院で働いている私の知り合いが、ついにどんな病気にもかからない方法を発見しました。

朝、昼、夜 と1日3回30度に温めたお茶をちょうど1Lずつ3年間飲み続ければ、どんな病気も予防できます。

飲み忘れたときは、次に飲むときに2L飲めばだいじょうぶです。

→詳しくはこちら(おすすめのお茶も紹介しています！)

クリックするだけで、1000ポイント無料でもらえます。

ひろみさんは、みんなに役立つ情報だと思ったので、多くの人に見てもらえるようにと、インターネットで見つけたこの情報をSNSに投稿しようと思っています。



※上記事例は、この学習ノートBのために作ったもので、本当の情報ではありません。

かんが
【考えてみよう】

① ひろみさんが読^よんだ情^{じょう}報^{ほう}の中^{なか}から、「これはちょっとおかしいかもし
れない」というところを書^かき出^だしてみましよう。

② ひろみさんから「この情^{じょう}報^{ほう}を投^{とう}稿^{こう}しようと思^{おも}っている」と相^{そう}談^{たん}された
ら、あなたはどうしますか？

いえ ひと はな あ
【家の人と話し合ってみましよう】

インターネットで間^ま違^{ちが}った情^{じょう}報^{ほう}をうっかり信^{しん}じて、人^{ひと}に送^{おく}らないため^{ため}に大^{たい}
切^{せつ}なことを話^{はな}し合^あってみましよう。

★お家の方へ

話し合う際には次ページの「保護者の皆様へ①」を参考にしてください。

先生のサイン

保護者の皆様へ ①

インターネット上には、間違った情報や不確かな情報が流れることがあります。中には、人を混乱させるためにわざと間違った情報を流す人もいます。

ポイント

- インターネット上に流れる情報は全て正しいとは限りません。
- 目にした情報を全て信じるのではなく「他の情報と比べる」「情報の発信元を確かめる」ことが大切です。
- 間違った情報や根拠のない情報を拡散してしまった場合、自分の信頼が損なわれるだけでなく、犯罪にあたる場合や損害賠償を請求される可能性もあります。

■ 疑わしい情報を判断するヒント(警視庁HPより)

インターネットに慣れていても、疑わしい情報を信じてしまう人は少なくありません。情報に以下のような書き方が含まれている場合には、特に注意して、情報源を確認してから伝えるようにしましょう。

※疑わしい情報の例文です。

①【！大至急！】

あと3日後に、東京に②大地震が来ることが③国から発表されました！
今回の予知は①絶対当たる④らしいです！
一人でも多くの命を救うため、⑤知り合い全員に共有してください！！



①強調表現、不安をあおる表現や急がせる表現が多い

その情報が本当であれば、事実のみを記載すれば十分です。しかしウソの情報は、強調表現や不安をあおる表現で信じ込ませ、急いで拡散させようとしています。

②生命や金銭に関わる内容

避難情報や災害情報等、生命に関わる内容も多く悪用されます。また、「無料だったサービスが来月から有料になる」「有料サービスが期間限定で無料になる」等、金銭に関わるものも悪用されやすいので、必ず情報源を確認しましょう。

③情報源が記載されていない

本当のように記載されていても、リンク(情報源のURL)や根拠が記載されていない場合は、必ず自分で検索して情報源を確かめましょう。官公庁や企業に関するものであれば、公式ホームページや公式ブログ等を確認してください。

また気象情報など、内容によってはテレビやラジオ等を確認することも有効です。

④伝聞形式で書かれている

記載されている情報に、「らしい」「みたい」「だそうです」等の伝聞形式が含まれている場合も注意が必要です。「友人が」「知り合いが」「芸能人が」など情報源があいまいな場合は、当事者と直接話をしたり、公式ホームページを検索するなどして確認するようにしてください。

⑤拡散を勧めている

拡散を勧める書き方には、大きく分けて、悪意によるものと善意によるものの2パターンがあります。どちらであっても、情報源を確かめ、無闇に拡散しないことが重要です。



悪意ある拡散の要求の例

「見てから○時間以内に×人に回さないと不幸になります」
「この情報を止めた人は特定され、襲われます(捕まります)」等

善意による拡散の要求の例

「ペットショップがつぶれたので、もらってくれそうな人に広めてください」
「被害を未然に防ぐために、知り合い全員に共有してください」等

家庭で読むページ①(家の人と一緒に読みましょう)



インターネットを安全に使うため、知っておきたいこと

インターネットには、様々な特性やサービスがあります。自分やまわりの人を守るために知っておきましょう。

① 世界中に公開されます

インターネットへ載せた文章や写真は、世界中に公開されます。「親しい友だちだけだから…」と想着いても、誰かが転送すれば、世界中に公開されてしまいます。

② 一度載せると取り消すことはできません

インターネット上に一度載せた文章や写真は取り消すことができないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまいます。名前を書かない場合でも、誰が発信したかという記録が必ず残ります。将来の自分にとって、マイナスになってしまうこともあります。

③ 情報をそのまま信用してはいけません

インターネット上には誰でも情報を載せることができるので、信用できない情報も多く、情報を手に入れる時には正しい内容かどうかを確かめる必要があります。

④ 相手のことを考えながら通信しましょう

インターネットでのやりとりは文字が中心になるため、思いが相手に伝わりにくく、誤解が生じたり、相手を傷つけてしまったりする場合や、同じ情報でも相手によってとらえ方が違う場合もあります。また、相手にも事情があり、すぐに返信できないこともあるということを知っておきましょう。

⑤ 夢中になってやめられなくなることがあります

インターネットのサービスの中には、夢中になってしまうようなサービスがたくさんあります。使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存症になってしまう可能性もありますので、使う時間を決めましょう。

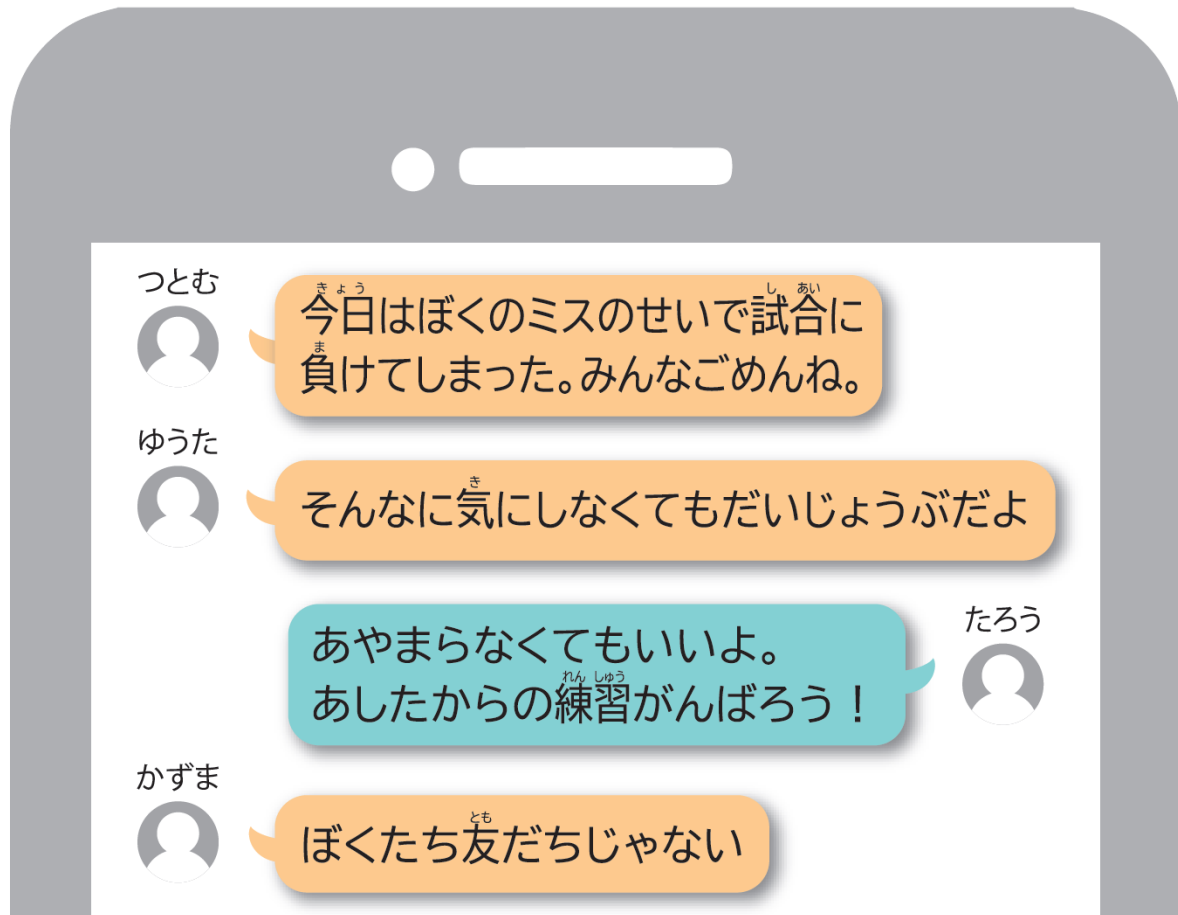
「メディア21:00」運動

21時以降は友だちを巻き込むようなメッセージのやりとりやチャット(会話)ができるコミュニケーションツールやゲームをやめて相手の時間を尊重しようという運動です。鳥取県PTA協議会が提唱し、様々な団体が賛同し運動を進めています。生活習慣をくずさないようにするためにも「メディア21:00」運動に取り組みましょう。

※電子メディア機器の利用や購入を推奨する運動ではありません。

そういう意味なのかな？

同じサッカーチームの4人は、いつもSNSのグループ機能を使って画面上で話しています。下の絵は、サッカーの試合の後の4人の会話の場面です。



試合の次の日、つとむさんとゆうたさんが、たろうさんのところに来て、かずまさん以外の3人で、新しくSNSのグループを作ろうと相談してきました。

たろうさんが理由を聞くと、2人はかずまさんに、「ぼくたち友だちじゃない」と書きこまれたので、これからは自分たちを「友だちではない」と思っているかずまさんとは話しにくいからだと言いました。2人の話を聞いたたろうさんは、昨日かずまさんは、「友だちではない」という意味で書いたんだろうかと疑問に思いました。

かんが
【考えてみよう】

① 4人のSNSのやりとりの問題点はどこでしょうか？

② もし、あなたがたろうさんなら、このあとどうしますか？

いえ ひと はな あ
【家の人と話し合ってみましょう】

ちよく せつ あ かい わ えす えぬ えす もじ かい わ ちが
直接会って会話するときと、SNSなどで文字だけで会話するときの違
いについて話し合ってみましょう。

★お家の方へ

話し合う際には次ページの「保護者の皆様へ②」を参考にしてください。

先生のサイン

保護者の皆様へ ②

ポイント

- 文字だけのやりとりは、その時の感情が伝わりにくく、相手に誤解されることがあります。
- 感情的になった時の発言や書き込みが、トラブルになることがあります。相手とやりとりをする前に一呼吸置くことで冷静になることができます。
- 普段から子どもの思いやりの心を育てるとともに、何かあったときには、すぐに子どもが相談できる関係性を大事にしましょう。

人と向かい合ってコミュニケーションをとる場合には、相手の表情や声の強弱、身振り手振りなどの情報から相手の伝えたいことやそのときの感情を判断しています。しかし、インターネット上での文字だけのやりとりには、そのような情報がないため、文字だけで相手の感情を判断するしかなく、誤解を招いてしまうことがあります。

また、SNSなどのメッセージアプリは、会話の流れが速く、複数の会話が並行して飛び交うこともあります。さらに、「？」と「！」といった記号の使い方によっては自分の思っていることと反対の感情を相手を受け取ることもあり、そこからトラブルに発展することもあります。

インターネット上でのトラブルは実際の生活にも影響しやすいため、トラブルがあった場合には、そのまま放置せず「インターネット上ではなく、直接友だちと話をする」「身近な大人に相談する」などの解決に向けた行動をとることができるよう、普段から子どもと話し合っておきましょう。



鳥取県では、青少年(18歳未満の子ども)が健全に成長できる社会環境を整備することを目的として、「鳥取県青少年健全育成条例」を制定しています。その中で、保護者によるペアレンタルコントロール(青少年のインターネットの利用を管理するために、利用できる時間や場所などを制限するなどの措置をとること)を努力義務として規定しているほか、令和2年度の改正では、青少年が自ら撮影したいわゆる「自撮り」による性的な画像等の提供を求める行為を禁止しました(令和3年1月1日施行)。違反者には30万円以下の罰金の罰則規定もあります。

子どもたちが安全にインターネット接続機器を使うことができるように、保護者の方もインターネット利用について学び、機器を購入する場合には、利用時間・利用場所や機能・閲覧の制限、フィルタリングやウイルス対策ソフトを導入するなどのペアレンタルコントロールを行ってください。

家で読むページ ②(家の人と一緒に読みましょう)

インターネットの長時間利用や、まちがった使い方をすると…

ネット依存(インターネット依存)

夜中までインターネットに夢中になり、寝不足になって、勉強等に影響が出る場合があります。ひどくなると昼夜逆転して、健康を害したり、学校に行けなくなったりすることもあります。



■ つながり依存

SNSや無料通話アプリ、メールなどインターネット上でつながることに夢中になり、スマートフォンが手放せなくなったり、パソコンの前から動けなくなったりしてしまう人が増えています。

■ ゲーム依存

オンラインゲームに没頭してしまい、やめられなくなってしまうこともあります。夜中にプレイすることが多くなるため、睡眠時間が短くなり、勉強や健康等に影響することがあります。

■ コンテンツ依存

サイト内の動画や記事などを見続けてしまい、いつの間にか長い時間インターネットを使っていたという人も増えています。

・ 使用する時間や場所などのルールを決めることが大切です。

SNSやネットで知り合った人からの犯罪被害

SNSなどネット上で知り合った相手から、優しい言葉をかけられたり、趣味が合ったりすると、自分のことを理解してくれると思ってしまい、実際に会ったことがなくても信頼してしまうことがあります。その結果、実際の友だちや家族に言えないことでも相談したり、悩みを話したりしやすくなります。

しかし、相手の年齢や名前などはもちろん、本当に優しい人かどうか、送ってきた写真が本物かどうかなどは、確認することはできません。「自分の写真を送ってしまい、公開されてしまった」といったことだけでなく、実際に会う約束をして、生命に関わる犯罪に巻き込まれるといった危険な事例も起きています。

- ・ SNSで知り合った人を簡単に信用してはいけません。
- ・ 絶対に実際に会う約束などをしてはいけません。
- ・ 絶対に自分や友だちの写真・個人情報を送ってはいけません。



こんな使い方ができるといいね

インターネットは、ルールを守って正しい使い方ができれば、とても便利で楽しいものです。しかし、使いすぎによって生活習慣が乱れたり、不適切な使い方ですらトラブルに巻き込まれたりする危険があります。



【かんがえてみよう】

① 自分は、どんなとき、何をするためにインターネットを利用しているか、書き出してみよう。

<学校で>

<家で>

② インターネットの^よ良い点、^{てん}問題点をそれぞれ^{かんが}考えてみましょう。(心と^{こころ}
^{からだ}体への^{えい きょう}影響は？^{じょう ほう}情報を^{あつ}集めるときには？^{つう しん しゅ だん}通信手段としては？)

<^{よい}良い点>

<^{もん だい てん}問題点>

②で^{かんが}考えたことをもとに、「^{つか}こんな^{かた}使い方をする、インターネットをより
^{つか}よく使うことができる」という^{ほう ほう}方法を^{はな}話し合^あってみましょう。

<^ふ増やしたい^{つか}使い方> _____

<^へ減らしたい^{つか}使い方> _____

保護者の皆様へ ③

SNSトラブルから子どもたちを守るための合言葉 「とりのからあげ」を守りましょう！

- 『と』もだちがきずつく事をしない
- 『り』よう時間を決めよう
- 『の』せない個人情報
- 『か』きんしない
- 『ら』いんは相手の事を考えて送信
- 『あ』わない SNSで知り合った人
- 『げ』(ゲ)ームソフトの年れい制限を守る

SNSTラブル防止標語啓発
キャラクター「からぱと」



令和2年度に青少年育成鳥取県民会議が実施した「青少年のSNSトラブル防止標語コンテスト」において大賞に選ばれた鳥取市立浜村小学校6年生(当時)のグループが考えた標語です。
(詳しくはQRコードから)



こま 困ったときの相談窓口

もしものときや、困ったときは、ひとりで悩まず、相談しましょう。
親身になって話を聞いてくれます。

インターネットを
利用した犯罪に
あつたら

とっとり けんけいさつ ほん ぶ
〔鳥取県警察本部〕

【警察相談専用電話】 #9110 (通常の通話料がかかります。ダイヤル回線及び一部のIP電話不可)
0857-27-9110

【サイバー犯罪対策課】 0857-23-0110 (代表)

【電子メール】 k_haiteku@pref.tottori.lg.jp

架空請求に悩んだり、
請求の内容に疑問を感じたら

しょうひしゃ いや しゃ きよくほん
〔消費者ホットライン〕 188 (局番なし)

とっとり けんしょうせい せい かつ
〔鳥取県消費生活センター〕

とうぶしょうひせい かつ そうだん じつ けんちやうだい ちやうしゃ かい
【東部消費生活相談室】 0857-26-7605 (県庁第2庁舎2階)

ちゆうぶしょうひせい かつ そうだん じつ くらよしこうりゅう かい
【中部消費生活相談室】 0858-22-3000 (倉吉交流プラザ2階)

せいぶしょうひせい かつ そうだん じつ よなご かい
【西部消費生活相談室】 0859-34-2648 (米子コンベンションセンター4階)

ネットいじめに
悩んだら

そうだんでん わ
〔相談電話・メール〕

【24時間子供SOSダイヤル】 0120-0-78310 (無料・毎日24時間)

【いじめ相談メール】 ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

【いじめ110番】 0857-28-8718 (毎日24時間)

【子どもの人権110番】 0120-007-110 (平日のみ8:30~17:15) (無料・IP電話不可)